

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、善通寺西部土地改良区から役員  
の退任について次のとおり届出があった。

平成20年10月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏名	住所	退任年月日
理事	藤田 松雄	善通寺市善通寺町4062番地	平成20年9月30日